

「こども誰でも通園制度」の試行事業がスタート

2024 / 7 / 30
こども部 保育課

報告事項

制度の概要

子ども・子育て支援法の改正（2024（令和6）年6月12日公布）により創設された新制度。
（正式名称は「乳児等のための支援給付」）。 （2026（令和8）年4月1日施行）

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが、保護者の就労要件を問わず、一定時間、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。

制度の目的 ・主な意義

（目的）こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。

（意義①）こどもにとって、家族以外の人や年齢の近い他のこどもとの関わりは、他者への興味の広がりや、成長発達に資する経験となる。

（意義②）保護者による育児の専門職（保育士、保育教諭等）への相談や関わりにより、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消につながる。



2024（R6）年度
文教福祉常任委員会
PDCAサイクル選定事業

本市における試行事業

こども家庭庁による募集に応じ、今年度から試行事業を実施（全国115自治体、県内6自治体）

※県内6自治体：福島市・郡山市・白河市・南相馬市・伊達市・南会津町

施設を公募し、市内8施設にて、7月1日から試行事業をスタート

利用時間：1人1か月あたり10時間まで

利用料：保護者負担は1人1時間あたり200円～300円（各施設が設定）

市は、1人1時間の利用につき850円（国3/4、市1/4）を施設に補助する。

安積町つつみ幼稚園	大槻中央幼稚園
こはらだ幼稚園（こ）	たから幼稚園
田村町つつみ幼稚園	富久山幼稚園
富久山西幼稚園	わかば幼稚園（こ）

※（こ）は認定こども園、その他は幼稚園

利用方法

市に利用登録

利用希望施設
にて、親子面接

予約

利用

※対象者（在宅保育家庭）への
制度・事業の周知が目下の課題